皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月二十八日アルバニア国の国祭日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月二十八日モーリタニア国の独立記念日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁発表

官庁事項

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の第３期中期目標の一部変更について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり変更し、平成27年11月９日に指示したので、同項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 12 月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第２の４の①中「「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）」を「公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」」に改める。

第２の４の③中「監事監査、「契約監視委員会」等」を「監事及び会計監査人による監査」に改める。

附　則

この中期目標の変更は、平成27年11月９日から施行する。

那覇港湾施設の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十七年九月二十九日に土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県那覇市字真嘉比一丁目	七二番	宅地
沖縄県那覇市字真嘉比一丁目	三二八番	宅地

三　縦覧場所

沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一　那覇防衛事務所

四　縦覧期間

平成二十七年十二月一日から同月十五日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日

防衛大臣　中谷　元

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、青森労働局の関係労働者を代表する者坂本行生の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 27 年 12 月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、青森労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成27年12月10日

４　推薦書及び添付書類提出先　青森労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

茨城労働局長　中屋敷勝也

第４号中「１時間834円」を「１時間851円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

茨城労働局長　中屋敷勝也

第４号中「１時間811円」を「１時間825円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

茨城労働局長　中屋敷勝也

第４号中「１時間806円」を「１時間821円」に改める。